

---

## 研究会報告

足立明氏追悼シンポジウム（京都大学）記録

# 社会的困難に長年向き合う地域における『生活の質』と 多様な主体による『地域運営』

宮北 隆志

熊本学園大学社会福祉学部

---

## はじめに

熊本学園大学の宮北です。タイトルは「社会的困難に長年向き合う地域における『生活の質』と多様な主体による『地域運営』」ということですが、実際には、水俣病研究センターとしてどんな取り組みをしているかということと、その取り組みの中で何を考えているかということを、お伝えできればいいかなと思っています。

大きく3つの部分に話を分けようと思っています。簡単に自己紹介した後、やはり水俣問題と東北の震災・福島の原発事故（事件）については大きなインパクトがあって、どうしてもそこを重ねて考えないといけないと思っています。水俣病事件に関わりつつ震災、原発事故が起きた今、何を考えているかということをお話したいと思います。

の中でも、水俣病事件を国と地方、中央と周辺という意味で、差別された地域に犠牲が押し付けられているという切り口から整理をしたいと思います。花田先生の方は、この終わることのない水俣病事件の半世紀に何が起きたのかという視点でずっと取り組んできているのですけれど、私の方は、未だ終わらない水俣病事件のこれから先半世紀の在り方、地域をどう再構築していくかという視点で取り組んでいますので、その取り組みの基本となる考え方についてお話ししたいと思います。

## 自己紹介

大阪生まれです。熊本大学医学部から声がかかって熊本に来て36年になります。その時に、○○部長から「○○病のことは研究しないという条件付きで採用しますよ」と言われました。就職先がなくて困っていたこともあって、もちろん、○○病のことは研究しませんといって職（医学部衛生学教室助手）に就きました。1977年の4月のことです。

この年というのは、環境庁環境保健部長通知として「後天性水俣病の判断条件（いわゆる77年判断条件）」が示され、感覚障害を中心にいくつかの症状がなければ水俣病と認めないことになった、つまり、水俣病の認定審査基準が非常に厳しくなった年です。熊大の医学部はどちらかというと被害者を切り棄てる側に、国は水俣病の被害をいかに小さく押し込める

かということで躍起になっていた時代です。それを反映してかどうか、〇〇病のことは研究しないという条件付きで採用されました。

赴任後すぐに水俣を訪問し、地域医療研究会のメンバー（学生）たちと被害者支援の活動をしている中で、時々、教授室に呼ばれることがありました。10年ぐらいして状況が逆転し、それ以降は好きなことができるようになりました。

現在、縁があって熊本学園大学社会福祉学部の福祉環境学科の教員をしています。担当科目は「生活環境論」と「地域づくりとバリアフリー」がメインで、水俣学研究センターが2005年に立ち上ったときに、原田正純先生から現地研究センター長をやってくれと言われ、今日に至っています。

同時に、「環境ネットワークくまもと」の代表をしています。これは原田正純先生と一緒につくったN P O法人です。1994年に設立し、来年で20周年を迎えます。何を目指しているかというと、「持続可能な農的な暮らしと健康な地域社会の実現」です。今でこそ当たり前の考え方ですが、20年前にこれを示したというのはそれなりに先見性があったのだろうと思います。ただ、現実の生活は、仕事におわれて、農的な暮らしとは程遠いといえます。救いは、御船という熊本から車で40分ぐらいのところの緒方農園から毎週、この三十数年、野菜を届けてもらっています。お米の方は、水俣の前の市長の吉井さんの田んぼで、アイガモオーナーをしています。オーナーというと偉そうですが、実際に支えられているのは私の方で、毎年秋にお米を届けてもらっています。味噌は、お隣の宮崎県諸塙村の大豆応援俱楽部の会員です。本当は草取りに言ったり、収穫したり、味噌作りに行かないといけないのですが、時間がないので味噌だけを送ってもらっています。私の体は、野菜と米と味噌ということからすると九州の大地にちゃんと繋がっていて、農的な暮らしに少しは近いところにいるのかなと思っています。

## I 東日本大震災と原発事故が起きた今、考えていること

水俣学に関わる中で、震災が起きて原発事故が起きて考えることということで、4つ挙げています。最初に挙げた2つのことについて少しお話をしたいと思います。

### I-1. 「水俣病事件の教訓」はいかされているのか？

原田正純先生は去年（2012年）の6月11日に他界されましたが、公式確認の日である5月1日の熊本日日新聞に寄稿された長い文章があります。非常に穏やかなお顔の写真も掲載されているのですけれども、最後の部分で、「水俣病事件というのは、国とチッソが起こした犯罪だ」ということを非常に厳しく指摘されています。水俣病はチッソによる企業犯罪であり傷害殺人事件であると。このことについては、いつごろからかわかりませんが元社会党代議士で、党の書記長を務めたこともある馬場昇さんが、「水俣病事件というのは、国が主犯でチッソは実行犯である」というふうに指摘されているのと重なってきます。そういう意味で

は、水俣病の教訓というのは、その後、薬害問題とか、原爆症とか基地問題も含めてほとんど活かされていないと思います。

実は、水俣病事件の歴史は、先に花田先生の話にあったように、失敗の繰り返しなのです。半世紀を経過しても未だに、先程話のあった「特措法」を含めて、失敗と過ちがチッソと国と県によって繰り返されているという現状があります。一方、3月11日の原発事故において、今、東京電力が果たしている役割、そして国の責任がどうなっているのかを考えると、情報公開の面でも、被害拡大の防止の面でも、1次被害だけじゃなくて2次被害、3次被害が起き、避難している人と地元に残っている人との間の軋轢などが深刻化しています。損害賠償についても、なかなか進展がみとめられない状況です。そういうことを考えると、水俣病事件の教訓は活かされていないというふうに言わざるを得ないし、これはしてはいけないということが繰り返されているというふうに考えられます。

原発が使えなくなったから再生可能エネルギーではなくて、3月11日以前の私たちの暮らしの在り方や社会経済システムが問われているわけです。単に自然エネルギーを普及させればいい、メガソーラーをつくればいいという話では決してないというふうに思っています。このあたり、たぶん、松久寛さんが提唱されている「縮小社会」の考え方と共通してくるのではないかと思います。

## I-2. 国策企業としてのチッソ

そして、もう一つの点は、国策企業としてのチッソという側面です。「特措法」で2011年の3月に分社化し、今、チッソの親会社に残っているのは5人ほどの補償担当者だけです。残りは、J N C（ジャパン・ニュー・チッソ）に移って、液晶やら化粧品の基礎成分であるヒアルロン酸を作ったりしています。液晶のシェアは世界の4割と聞いています。チッソは戦後日本の近代化を牽引し、日本の工業化をリードしてきたわけですが、一方で、水銀の垂れ流しを36年間続けました。当初、1950年代の後半には、排水路を変更したり、サイクレーターという（水銀の除去とは無縁の）汚水浄化装置を作って、社長がその水を飲んで見せるというパフォーマンスもおこなったのですが、基本的にそういったことをずっと黙認して来たのは国と熊本県です。

1932年から1968年まで36年間垂れ流しが継続され、国と熊本県は、それを黙認しました。ところが、それは東京湾で起きた本州製紙事件と対比してみると対応の仕方が大きく違います。東京から遠く離れたいわゆる「貧しい漁村（本来は、“魚（イオ）湧く海”と呼ばれる不知火海に面した豊かな集落）」で起きた水俣病事件は長らく放置されました。まさに差別されたところに犠牲が押し付けられてきたわけです。一方、東京湾で漁民が騒動をおこすと、半年後には、水質2法が制定され、それに基づく対応策が講じられたという話です。水俣病事件と本州製紙事件とは、まさにその対応が対照的です。私自身、沖縄の問題、嘉手納爆音訴訟にも1995年以降関わっているのですが、差別されたところに犠牲が押し付けられるという意味では、全く同じことが起きているのではないかと思います。

### I-3. 科学技術への過信

3つ目、4つ目は、簡単に触れるだけにしますが、改めて科学技術への過信ということについて問い合わせていかなくてはならないと思います。原子力ムラに集まった人たちが作り上げた「原子力安全神話」を、私たち自身は打ち崩すことができなかった。

### I-4. 生き物の一つの種としてのヒト、自然の一部としての人間の生活

もう一方で、もっと基本的なことを言えば、私たちは生き物の一つの種であり、そして自然の一部として「命のつながり」の中で、「自然の恵み」を受けて生かされているということを、やはり忘れてしまっているということです。このことを、再確認すること、そして、一方で、自然に寄り添って自然とともに暮らしてきた人たちが、最も深刻な被害を引き受けているのだということも改めて確認をしたいと思います。

今、福島県の「農」をどう再構築していくか再建していくかということが大きな課題となっています。一刻も早く、とりわけ子どもたちを、避難させなくてはいけないという議論とともに、福島の地に残っていかにして農業を再建していくかという話です。お互い対立するような議論ですけれど、決してそれは対立させてはいけない議論であって、この点については、4つ目の視点からもう一度考え直していかないといけません。小出裕章さんが最近書かれた本でこんなことを言っておられます。「事故を起こすようなシステムを作ってきたのは私たちであって、その私たちがその汚染された野菜をある意味で引き受け食べないといけない」ということを言っています。そういったところで、もう少し議論をしていければいいと思います。幸いにも、農作物への放射能の移行率は、予想されていたより低いことが報告されています。シイタケとかお茶とか一部のものを除けば、予想されたほどの移行はないようです。

## II 水俣病事件：差別と犠牲のシステム

もう一度、差別と犠牲のシステムということで水俣病事件をおさらいします。特に、初期対応を巡る問題点ということで。左の新聞記事、水俣病事件に関する最初の記事とされているもので、「猫てんかんで全滅、ねずみの激増に悲鳴」という見出しがつけられています。右は、同じ時期に伊藤さんという保健所長が「ネコ実験」をしていたときの猫です（図1）。自然界に異変が起き、その異変を感じ取った所長



図1

が、猫に水俣湾でとれた貝や魚を与えて水俣病が発症するということを確認しました。しかし、このことは、その後ずっと隠されていました。先ほど言いましたように、水俣湾ではヘドロがたまり、そして水俣湾の魚が汚染されているということで、県は国に食品衛生法を適用しようということで照会するわけですけれども、国は「その必要はない、水俣湾に生息しているすべての魚が汚染されているわけじゃない」ということで、チッソの垂れ流しを容認する立場に立ちました。その後、68年まで垂れ流しが続きました。この間に、被害が一気に不知火湾全域に広がったということです。

ところが、同じ時期に浦安の漁民騒動といわれる事件が東京湾で起きたのですが、半年で水質2法という法律ができて操業が停止された、この違いは何なのかということです。東京湾で起きた事件と遠く離れた「水俣の貧しい漁村」で起きた事件の違い、東京湾に原発がなくて、東京電力の原子力発電所は福島と新潟の柏崎刈羽にあり、まさに同じことだというふうに思います(図2)。

先ほど話にあった見舞金契約、その契約を結んだ時点で、実は原因企業のチッソは、附属病院の細川院長のネコ実験によって、チッソが出す排水で水俣病が発症することを確認しているわけです。でも、そのことを会社に報告する中で、その実験は打ち切りになつて結果も公表されなかつたのです。ただ、その後、亡くなられる3ヶ月前、病床で細川院長はそのことはきちんと証言されていました。まさに、チッソがすべてのことを知っている中で患者にこういう見舞金契約を押し付けていたという当時の対応です(図3)。

それから、県の保健所が毛髪水銀の調査を3年間で2,726件やっています。しかし、その結果はその後一切公開されませんでした。普通、保健所でこういうことを調べたら、その後、その人たちの今の体調はどうなのがかとかですね、生活にどんな支障を来たしているのかということを調べます。でも、水俣病に関してはその後すべてが本人申請主義です。いくら高い水銀値を持っている人が地域に暮らしているということをわかっていても、国や県は一切何



図2

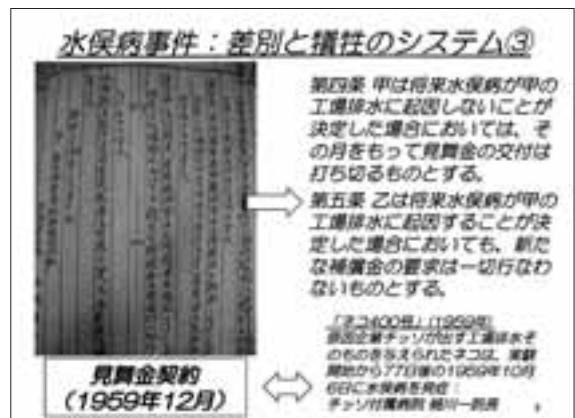


図3

も動かなかったです（図4）。

もう一つの問題はこの1971年、これは私が京大の衛生工学に入学した年ですが、水俣病を扱っていた省庁が厚生省からその後の環境省に、当時の環境庁に移るわけです。公害問題が社会問題化する中で環境庁ができたこと自体は評価しないといけないのかもしれません、この厚生省から環境庁に移ったことが、実は、水俣病問題の解決を遅らせる一つの要因となっています。

厚生労働省、厚生省であれば、県に保健所があり、市町村にも保健センターがあり、そして、そこには保健師がいて地域の健康問題、まさにそういう患者さんに寄り添って指導しているわけです。でも、今の水俣の保健師は何をしているかというと、たとえばメタボ対策です。もっといろんなほかのリスクを抱えた人が地域にいっぱいいるのに、贅沢病といわれるようなメタボ対策に取り組んでいて、水俣病のことには関われない。環境省の委託事業で保健師が年に1、2回患者宅を訪問して玄関先でいさつをして帰ってしまうというような状況です。そういうことからすると、現場に足を持たない環境省が水俣病対策をやっても解決するはずがないと思います。やはり、それは現場に足を持つ保健師のいる保健所、保健行政がきちんと水俣病問題に向き合ってくるべきではなかったのかと思っています。

先ほど花田さんからも話があったように「特措法」が去年（2012年）7月31日に締め切られました。期間延長に応じずということで、結果的に31日の新聞では6万5151人と、公式確認から半世紀以上経った中で、当初見込みの2倍超、6万人を上回る人々が申請しました。そして、そこでもまだ手を上げきれなかった人、差別を恐れたとか、いろんな理由で手を挙げきれなかった人はいます。

それから、もう一方では新しい動きとして、あくまでも「公害健康被害補償法」で水俣病としてきちんと認定をしてもらおうという動きがあります。水俣病被害市民の会が7月13日にできて、7人が新たに申請をするという状況もおきています。基本的にチッソの社員であったり、水俣市役所の職員であったり、旅館街の人たちというのは決して申請をしてこなかったのですが、水俣市職員の水俣病資料館館長・坂本さんは悩みぬいた末に、この31日に特措法での申請も考えていたのですが、その申請をせずに「公害健康被害補償法」できちんと水俣病として認定をされる道を選ばれたということです。

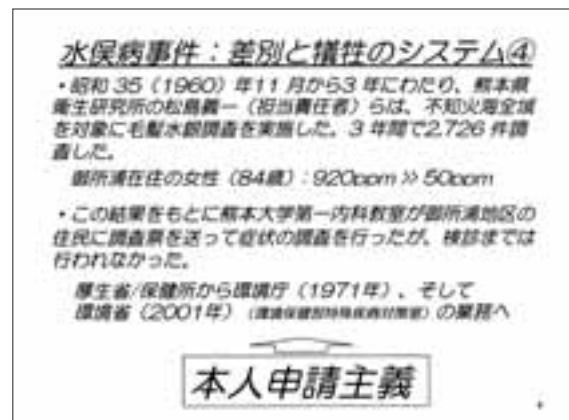


図4

### III 差別と犠牲：地方／周辺と国／中央

今、お話をしたような当初の対応からみられるような差別された地域に犠牲が押し付けられているということは、国から地方に、中央から周辺にということになるのですが、水俣の問題と福島の問題と沖縄の問題ということで図式化をしてみたところです（図5）。中央から地方にそして周辺部に差別と犠牲が押し付けられている。さらに救済という地域のコントロールと同時に問題なのは、地域振興という意味での

コントロールです。沖縄には膨大な地域振興費が毎年何百億も投入されています。水俣でも、「特措法」の35条か36条に地域振興という条項があります。去年と今年そして来年と環境省の予算を見てもうと、環境首都水俣創造事業で2億数千万の予算がついています。これが、実はある意味、水俣の内発的な発展というか自立的な再生の阻害要因であり攪乱要因になっているということです。そういう二つの面で地域がコントロールされているということを問題にしていかないといけないと思っています。

水俣、福島そして沖縄で起きてきたことを時系列で並べて、それぞれの地域で起きたことを年代を追って確認するということも大事ですし、同じ年代にそれぞれの地域で何が起こっていたのかということを改めて確認することも大事なのかと思います（図6）。先ほどの見舞金契約が被害者に押しつけられた頃、1950年代に実は原発事故につながる原子力基本法や原子力開発利用基本計画が作られました。その後、

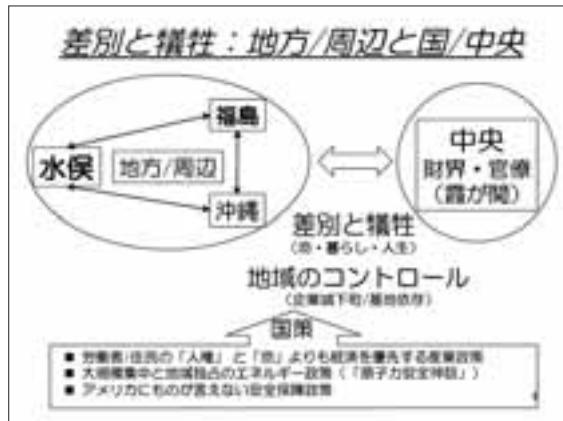


図5

水俣	福島	沖縄	
1950年～	水俣病 公認建築物 規制緩和	原子力基本法 原子力開発利用 基本計画	大船越と占領 政策継続 南西小ジオコト 機密情報
1960年～	水俣病 一次抗辯権限		
1970年～	一大誤判 原能委員会発足	伊丹飛行場開拓 (「東方大陸開拓」)	施設増設
1980年～		伊丹飛行場開拓 原色無許飛行	嘉手納 韓国訪問
1990年～	政府解決案 (「解消」世論)	もんじゅ事故 東京電力LCC撤退事態	一審判決 賛同議員登録 五糸屋
2000年～	鹿児島原発 敷設 新電源開発 事業終了	東京電力福島第一 原発事故	核実験 オスプレイ配備 飛行・訓練

図6

原子力を学んだ人たち（「学者」）の力によって、ことごとくいろんな裁判が退けられてきたという歴史があります。一方、戦後も占領政策が継続した沖縄では、1959年、ちょうど水俣で見舞金契約が行なわれた年に宮森小学校にジェット機が墜落して多くの子供たちが犠牲になっています。その後、嘉手納の爆音訴訟、ここには私自身がかかわることになったのですが、沖縄は1972年に返還されました。10年経っても何も変わらない中で1982年に提訴されました。そして、一審の判決がでますが、住民のささやかな願いである夜間の飛行の差し止

めというのはかないませんでした。裁判そのものが無効であると、アメリカ政府に対して日本政府は何も言えないということで、損害賠償だけは認めます。この裁判の中で、国側の代理人は何というかと言うと、「原告たちは異常な感覚の持ち主である」と。爆音を聞いて、うるさい、夜寝られない、そしてせめて夜だけでも飛行機を飛ばせないでほしいという人たちを、異常な感覚の持ち主であるというふうに言い切っています。水俣でも今、裁判が続いていますけれども、同じようなことが起きているかなと思います。沖縄では普天間の移設問題やさらにオスプレイの強行配置や訓練が開始されたという状況が続いています。これは、すべてやはり国から地方に、中央から周辺部に犠牲が押し付けられているということで根っこは同じなんじゃないかと思います。

#### IV 水俣病公式確認から57年目を迎えた水俣

「水俣病公式確認から57年目を迎えた水俣」というタイトルのついたこの図は、左側の軸が水俣病事件の主な出来事をピックアップしたものです。それに対して1990年代から何とか失敗の教訓を将来に活かそうということで、水俣市そして水俣の市民が中心になって取り組んできた流れ、地域再構築に向かた流れ、そして右側には私たちの水俣学研究センターが現地研究センターを開設して取り組んできたことの一端を示したもので（図7）。



図7

#### V 地域再構築のための「概念モデル」

ここでちょっと視点を変えて、これから水俣地域のあり方を考えるときに、どういう考え方立たないといけないかということで、個人のレベルと地域のレベルというふうに分け、そこでキーワードとしては「生活の質」、そして「持続可能性」、「多様な主体による地域運営」、そしてそのベースにある「地球生態系」ということでモデルをつくりましたので一緒に考えてみたい

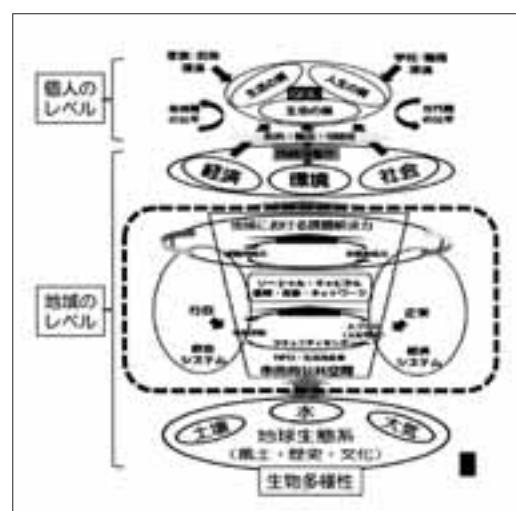


図8

と思います（図8）。

一番上に示した部分が個人のレベルです。よく「QOL」という言葉を使います。quality of life、そのlifeは通常「生活」というふうに訳されますけれども、私自身、熊大医学部の衛生学に26年間いたのですが、その時に気が付いたというか学んだのが、その「生」には3つの意味合いがあるということです。「生命」の生、「生活」の生と「人生」の生、この3つの「生」を如何に高める（豊かにする）のかということで、これを最終目標においたのです。

さて、この3つの生は何によって規定されているかということですが、ここでは、「持続可能性」という言葉（概念）を使いたいと思います。これについては、何かまた新しい言葉が出てくれば、或いは、より適切なものがあればいつでも置き換えたいと思いますが、基本的に環境や経済や社会の側面から持続可能性が高まっていけば、当然その地域に暮らす一人一人の生活の質や生命の質、人生の質が高まっていくんだろうと思います。ただ、同じ地域に暮らしていても、いろんな機会に恵まれてより高い暮らしの質を確保できる人と、いろんな制約のもとで生きる人がいることは忘れてはいけないということ、さらには、地域間の公平の問題や世代間の公平の問題も含めて。地域の持続可能性はそれらを規定してくるわけです。

次に、その持続可能性は何によって決定されているかということ、現実には政治（行政）のシステムと経済のシステム、そして地域社会の中で、人々は何を考えどんな行動をしているかという、3つの要素です。

最後に、それを根底から規定しているのは、その地域の風土や歴史や文化、これを抜きにその地域の企業活動なり、政治なり、或いはその地域のいろんな文化活動等々は考えることはできないと思います。この地域における活動を活性化する中で地域における課題解決力、すなわち地域力をいかに高め、その地域の課題にきちんと向き合う力、解決する力、そしてより地域的魅力的にする力について、そういうことが必要なんじゃないかなというふうに考えて作ったモデルです。

## VI クオリティ・オブ・ライフ（QOL）の構造

もともと私は、医学部の衛生学の分野で26年間仕事をし、基本的に産業保健と地域保健に長く関わってきました。後半は地域保健まで領域を広げる中で、一つの私の考え方の基本になっているのは、ヘルスプロモーションの考え方です。これは、トロント大学のヘルスプロモーションセンターがつくったQOLのフィールドと呼ばれる図です（図9）。

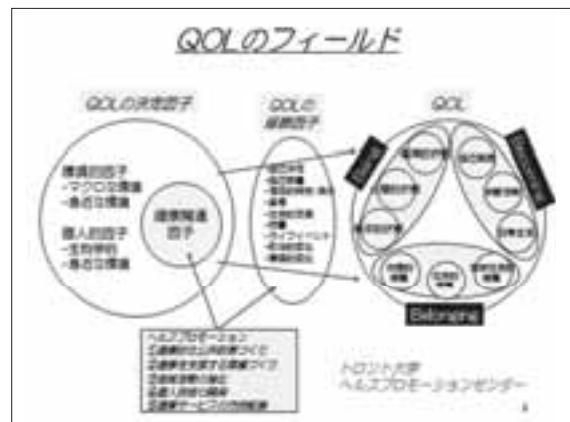


図9

右側のQOLの部分、最終目標とする部分が、being、belonging、becomingという、先ほどの3つの「生」につながる考え方で整理されています。左側の大きな丸で囲まれた部分は、環境因子と個人的因子からなるQOLの決定因子です。ただ、この2つの因子で、すべて決まってしまうと、私たちの介入する余地はないわけですが、両者の間に修飾因子というものを想定しています。ここに対してもんな働きかけをして、QOLを高めていこうというのがヘルスプロモーションの考え方です。

いろんな公共政策に健康の視点を入れ、健康を支援する環境づくり、地域活動の強化、個人技術の開発等々を軸にヘルスプロモーションを展開する中で、長く地域に関わってきた中で、私が今辿りついたのはこの図です。

## VII 水俣における地域社会の（政治・経済・コミュニティ）の変容

それでは、今紹介した概念モデルを水俣の地域社会に当てはめるとどうなるかということです。チッソが水俣に進出する以前の水俣、チッソ城下町としての水俣、水俣病の発生・拡大からの幕引き時期、そして自立したまちづくりに向けた動きが展開されている現在の水俣に当てはめてみるとこのような図柄になります（図10）。上の部分（個人のレベル）は共通していますが、真ん中の部分（地域のレベル）が少しずつ変わっていきます。

当然、チッソ進出以前の水俣というのは集落単位の暮らしがベースです。いわゆる共同体という昔の暮らしで、そこでは製塩業等々、細々と商工業が営まれていたし、それまで村列といわれた地域の組織が水俣村になったのが1889年です。まだ、行政としてはそんなに大きな力を持っていない時代がこの時期です。

そして1908年、水俣にチッソが進出してくる中で大きな力をもち、地域をコントロールすることになるのが国策企業のチッソということになります。ただ、山間部では従来通りの集落単位の暮らしが維持されていたし、

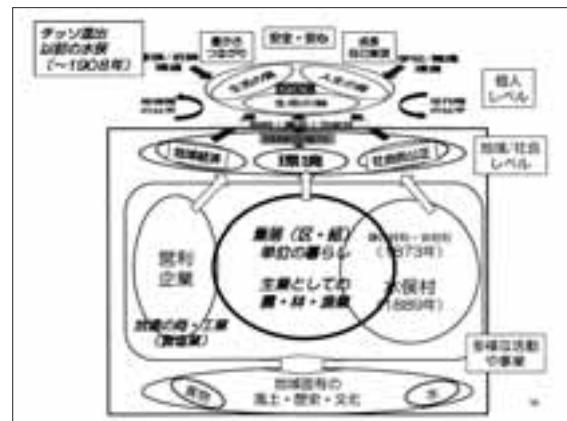


図10

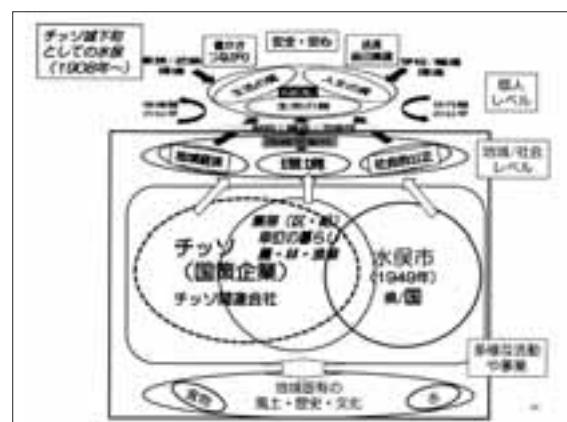


図11

水俣市もそれなりの力を持っていたのですが、チッソの支配は非常に強大でチッソ水俣工場の工場長が水俣市長になるという時期もありました。(図11)

写真は、チッソの水俣工場の百間排水口、そして、1956年5月1日に最初に保健所に報告された水俣病患者の自宅です（図12、13）。



图12



图 13

次に、水俣病の発生・拡大の幕引きの時期です。左側に示した流れの中で水俣病事件が起き、垂れ流しが始まったのが32年、見舞金契約は59年、チッソの有罪そして判決と補償協定が73年、そして分社化が2011年です（図14）。

もう一方で、問題は右側の動きです。1968年の公害認定。アセトアルデヒドの工程が廃止された後、国は水俣病を公害病として改めて認めました。その後、2004年の最高裁判決で国と県の責任が認められたにもかかわらず、2009年で水俣病事件の幕引きを図ろうとし、2010年の「特措法」に則った地域振興策で環境をまきました。

座長は東の大西さんです。26人のメンバーのうち水俣市民といえるのはたった1人です。3人の水俣在住の人がいるのですが、チッソの水俣本部長、肥後銀行の水俣支店長、そして商工会議所の会長です。水俣市民の一人を除いて、後のメンバーは日本政策銀行の何とかさん、日産自動車の何とかさん、九州大学、熊本大学。学園大からは誰も選ばれませんでした。そういう委員会が作られて半年間、たった2回の全体会で水俣の市民は傍聴するだけで発言

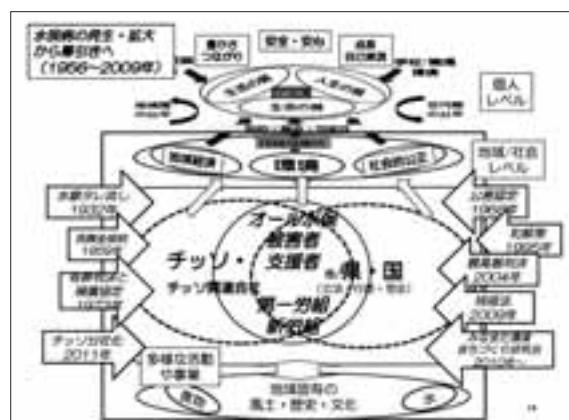


图 14

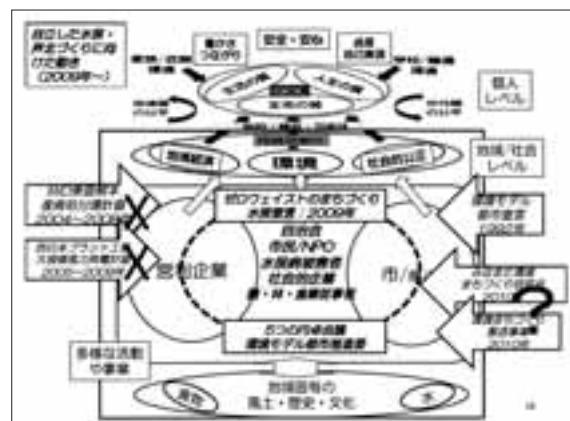
も許されない会議で水俣の将来像が描かれました。

これに対してはさすがに批判が集中し、市民と市長の間で何回か懇談会も開催されました。さすがに大西座長はそれを受け止めて、「私たちの作った報告書というのはあくまでメニューであって、どのメニューを選ぶかは市民であり、汗を流すのは市の職員の使命です」と報告書に書かれているにもかかわらず、報告書通りの予算が環境省から毎年2億数千万円ぐらいついています。一つの事業が2千万円、3千万円です。人口2万8千人の小さな水俣市一つの課に3千万円の事業が来たらどうなりますか？職員はもうそれに追われて他のことは何もできないような状況に追い込まれるといつても過言ではありません。ある課長に言わせれば、「2、3年、とにかく嵐が通り過ぎるのを待つしかありません」ということです。

本来、水俣市長は独自性を發揮して、県と国にものを言えばよいのですが、結局大きな枠組みの中で、この半世紀の事件に幕を引こうとしている国や県の動きを止める力は、水俣市役所や市長には残念ながらありません。課長レベルでは何人か話をできる人はいます。

しかし、もう一方では、さすがに、これだけのことをされるとこれではいけないというところで、いろんな新しい水俣独自の動きもたくさん出てきています。

この間、水俣では、産廃処分場計画を差し止めたり、外部の資本によって持ち込まれた大規模な風力発電所事業を差し止めたりする力を水俣市民は發揮してきました。今、必要なのは「自立した水俣・芦北づくりに向けた動き」の図にある、真ん中の破線部分をきちっと作り上げていくことだと思います（図15）。



15

結論的に言うと、地域固有の水俣病という問題、水俣病事件が地域にもたらした様々なローカルな問題に、多様なメンバーできちんと向き合っていくことが、今、水俣に求められていると思います。地域の課題にきちんと目を向けて行動し、より地域を魅力的なものにしていくということです。

地域公共人材といわれる人たちをどう育成していくかということが、これから一つの大きな課題になるのかもしれません。モットーは、市役所の職員や我々研究者や市民が、「共に学び、気づき、育ち、変わる」です。環境問題を考えるときに、“Think globally, act locally”といわれてきました。しかし、今私たちに必要なスタンスというのは、あくまでも “think locally”、地域の課題にきちんと地域で向き合って解決策を見出して、それを外に開いて連携・連帯していくことだと思います。企業城下町として、経済的にも精神的にもチッソに依存した構造が水俣には未だに残っています。そこから脱却するのと同時に、国と地方の関係を再逆転させ、国からの自立を図っていくことが求められています。

## VII 水俣学研究センターの取り組み

最後に、熊本学園大学の水俣学研究センターが何をしているかということです。水俣学とは何なのかということについては、HP等々でも公開されているので見ていただければと思いますが、基本的に「失敗の教訓を将来に活かす」という学問です（図16）。3つのプロジェクトが動いています（図17）。

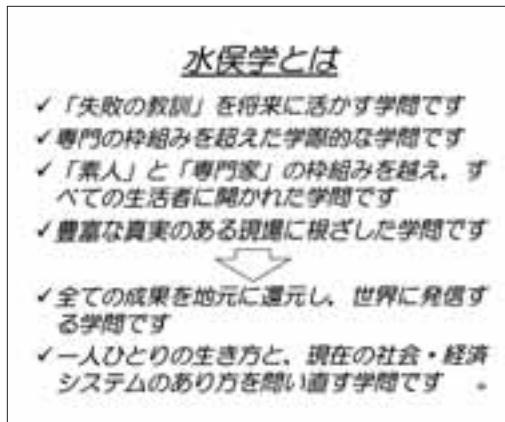


図16



図17

これは水俣市の市街地の航空写真です。水俣学現地研究センター（太い矢印）は、チッソ水俣工場まで歩いて15分ぐらいのところにあります（図18）。

情報発信ということでは、『水俣学通信』、『ブックレット』、『水俣学講義』などを発行しています。

地域貢献、そして地域の人たちと議論する場をつくるということで、毎年10月頃に5回連続で毎週火曜日、いろんなテーマで公開講座を開いてきました。



図18

## Ⅸ 水俣・芦北地域戦略プラットフォームの設立

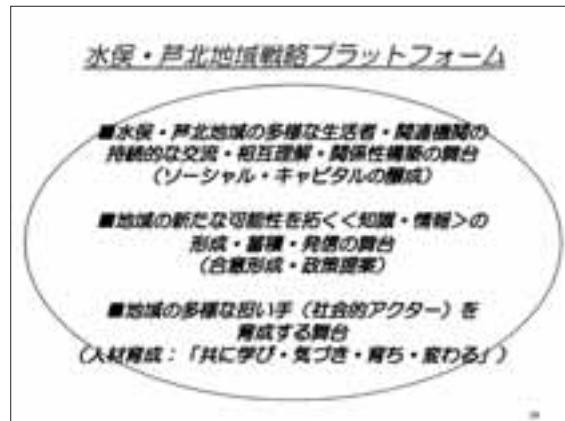
地域の多様な関係者との連携ということでは、食育の事業、産廃問題、私が代表理事を務めているN P O（環境ネットワークくまもと）として関わった「日本の環境首都コンテスト」、そういうもののを通して、地域のいろんな人たちと関係をつくる中で、現地センターが立ち上げて1年を待つことなく、「水俣・芦北地域戦略プラットフォーム」を設立しました。

「プラットフォーム」とは、地域のいろんな人が集まって、そこで交流をして相互理解を深めて関係性を作る場です。ただ議論するだけではなくて合意形成や政策提案をめざします。そして、この二つのプロセスを通して人材育成をしていく場です。我々、水俣学研究センターは潤滑油として機能すれば十分だと思っています（図19）。

水俣には、水俣病事件に半世紀以上向き合ってきた人たちやグループがたくさんいますので、その人たちが出会う場、その人たちと一緒に議論する場をつくることができればよいと考えています。決して組織ではありません。

プラットフォームがめざすものは、持続可能な水俣・芦北地域の実現です。この持続可能性という言葉、sustainability について、足立明さんは「ちょっと怪しいな」と、生前言っていました。概念自体が怪しいのか、この言葉をよく使う人が怪しいのかよくわかりませんが、私自身もそう思いつつもこの間使い続けてきました。いろんな側面、領域において地域社会の持続可能性を高めていきたいと考えています。

プロジェクトの1は、持続可能性の環境や社会的公正という側面に目を当てて、水銀汚染の全体像の把握、被害の全様解明、被害補償と生活支援、偏見や差別の解消に焦点を当てています。プロジェクトの2、私が中心にかかわっている方は、水俣の50年の教訓を活かした地域再構築モデルの提案、水俣の資源を活かした社会的経済への活性化、これから水俣を担う人材育成、そういうところに焦点を絞っています。



19

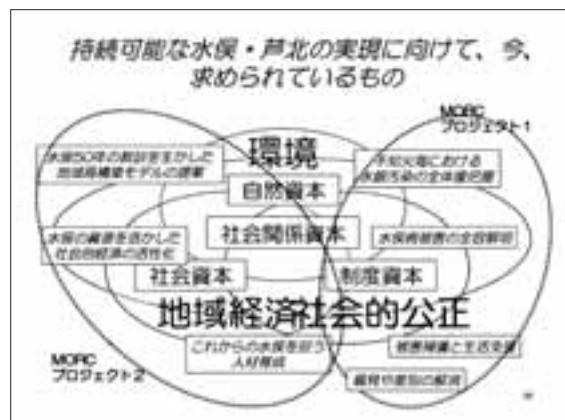


图20

す（図20）。

プラットフォームが2つ目にめざすものは、目標達成だけではなくてそのプロセスも大事にしたいということで、ありきたりな言葉でいうとガバナンスの実現です。地域のいろんな主体がそこに関わる中で目指すべき姿を実現します。現実に、営利セクター、パブリックセクター、非営利セクターということで、いろんな個人やグループが動いているのは事実ですから、その活動をちゃんと継ぎとめていけば、環境省のまちづくり研究会の報告書に対抗するような動きは必ず作り出していけるのではないかと思います。

## X 「失敗の教訓」を将来に活かす

失敗の教訓を活かすということで、項目だけ挙げて話を終わりたいと思います。

基本はやはり初期対応の問題です。

自然界の異変、生態系のかく乱をどう受け止めるかということが、公害問題を考える時にはまず基本になるのではないかと思います。ただ、そうは言いつつ、水俣はそれを見逃していたのかというと、実は異変が起きていた頃には、チッソは、そして保健所もすべて知り尽くしていくわけです。そこで事実が隠蔽されているということは忘れてはいけないと思います（図21）。

2つ目は、企業によるコントロール、地域のコントロールから如何に脱却するかということだと思います。工場内ではチッソは非常に厳しい身分制をひいていて社員と工員・ボイを差別していました。そして裁判の記録の中には、「職工は牛・馬として思って使え」という言葉が出てきます。ひどい労働環境の中で工員やボイが働くされています。内の労災と外の公害、まさに先ほど片岡さんから紹介されたアスペクトの問題もそうです。そういう構造があるということと、企業による地域のコントロールというのは、「オール水俣」ということで市長、議長、商工会議所、労働組合すべてが患者を敵視する立場にたって、「今、チッソを止めたら大変なことになる」

**1) 自然界の異変/生態系の攪乱をどう受け止めるか？（初期対応）**

①「海の色が変わった」。「真っ赤な魚が泳いでいた」。「魚がどれ位死んでいた」、「カラスが海に」。「鳥の死骸が死んだ」  
（近年では、「ヒコザサの減少」、「メジロを残がせない」、「DOの大量死」など）

原発事故影響 → 福島原発の事故/茨城県 ヤマトシジミに遅延的  
震度（震日2012年8月11日） 茨城大研究チーム

②「生物多様性」と「生物保護」、#「生物保護」、「生物多様性」（「生物」）  
東京電、大田電、横浜内環、川崎電、水道局

留意点：チコ実験（1957年3月）、「食品衛生法」の予通則（1957年9月）、「地下水規制」（1958年9月）、チコ400号（1958年10月）  
→「主犯としての國、実行犯としてのチッソ」  
⇒「生物多様性」と「生態系サービス」、「他のつながり」と「自然の  
楽しみ」）

図21

**2) 企業による「地域（住民、地域経済、自治体）」のコントロールからの脱却**

①社員と工員・ボイ制度：「職工は牛・馬として思って使え」  
②「内の労災、外の公害」  
③「オール水俣」28団体（市長、議長、商工会議所、労働組合など）  
→ チッソの操業継続を求める声「チッソの廃水停止は困る」

留意点：身分制撤廃賛成（1953年）、安賀賛成（1962年）、「助言書」（1968年）

図22

とチッソの操業を求めるということで一致団結していました。しかし、工場内では、身分制撤廃闘争や安賃闘争を経て1968年には、「恥宣言」が出されています。そういうことも同時に起きていたということです（図22）。

この図は、先に示した「内の労災、外の公害」というのを図式化したもので、企業風土を背景とする差別構造によって、事業所内において労働災害や職業病が発生しています。そして、それが外に出たものが環境汚染や健康被害／公害です。製品を介しても、いろんな形で、地域社会全体に被害がもたらされているということを認識しなければいけないと思います（図23）。

最後に、3つ目ですが、「国（中央）」と「地方」との関係を逆転させるということです。国策企業としてのチッソの犯罪行為を黙認した国というものの方を問い合わせていくことと、中央と地方という関係にも焦点を当てながら、地方が差別され犠牲を押し付けられてきた構造をもう一度見直していく必要があります。そのことを、地方から発信をしていくことが重要です。国による「救済策」と「地域振興策」による地域のコントロールから脱却することです。そのためにも、地域の問題に地域の人たちがきちんと向き合い、それを外に開いてお互いに連携する。水俣と福島、或いは、チェルノブイリやタイの工業団地等の問題に向き合う地域と連携する中で、国と地方との関係性をつくりかえていく必要があるのではないかと思います（図24）。

もう1枚、大事なスライドがありました。地域、或いは、職場固有のローカルな問題に向き合い解決策を見出す

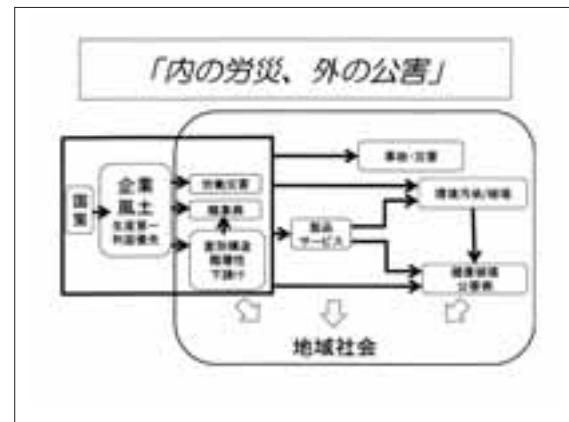


図23

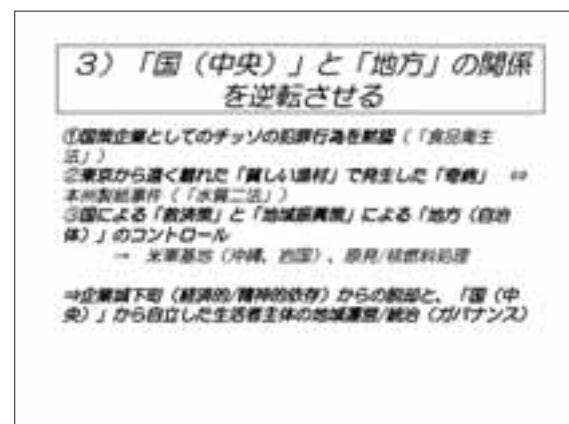


図24

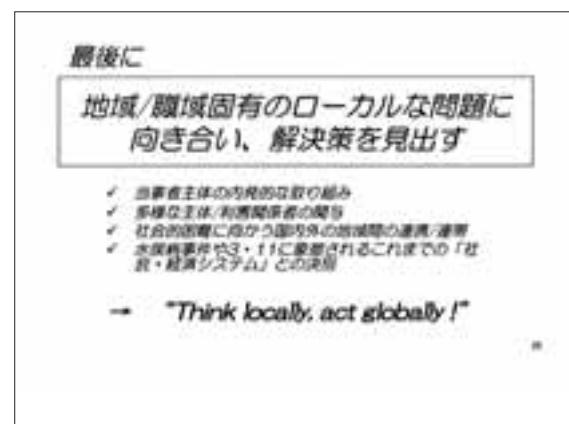


図25

ための、当事者主体の、内発的な、多様な主体／利害関係者が関与する取り組みが必要になります。社会的困難に向かう国内外の地域間の連携や連帯、そして水俣病事件や3・11に象徴されるこれまでの「社会・経済システム」との決別が求められています（図25）。

最後に、足立明さんの想い出ということで、豊中高校の地球物理研究会時代に撮った2枚の写真を見ていただきたい終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました（図26）。



図26